

第31回 葛飾区子ども・子育て会議 議事録

I 日時：令和2年7月17日（金）午後2時～

II 場所：ウィメンズパル 1階多目的ホール

III 出席者

1 【出席委員16人】

太田会長、加藤副会長、今井委員、岩城委員、上田委員、緒方委員、黒沢委員、小林委員、佐々木委員、関口委員、津村委員、二葉委員、八木委員、山口委員、池谷委員、寺瀬委員

2 【欠席委員9人】

阿部委員、岩立委員、遠藤委員、齋藤委員、佐野委員、星委員、三尾委員、田口委員、坪井委員

3 【事務局】

子育て支援部長、育成課長、子育て施設整備担当課長、子育て支援課長、保育課長、子ども家庭支援課長、児童相談所設置準備担当課長、子ども応援課長、青戸保健センター所長、教育委員会事務局放課後支援課長、他担当職員

IV 次第

1 開会

2 事務局の紹介

3 議事

(1) 令和2年度葛飾区の現況について

① 令和2年度葛飾区の現況【資料1】

(2) 令和2年度整備予定施設について

① 令和2年度整備予定施設一覧【資料2-1】

② 子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策【資料2-2】

(3) その他

① 葛飾区児童相談所基本計画（素案）について

(ア) 葛飾区児童相談所基本計画（素案）【資料3】

② 葛飾区特定子ども・子育て支援施設等の基準を定める条例の制定について

(ア) 葛飾区特定子ども・子育て支援施設等の基準を定める条例の制定について【資料4】

③ その他

4 閉会

V 配付資料

葛飾区子ども・子育て会議（第31回）次第

資料1 令和2年度葛飾区の現況

資料2-1 令和2年度整備予定施設一覧

資料2-2 子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策

資料3 葛飾区児童相談所基本計画（素案）

資料4 葛飾区特定子ども・子育て視線施設等の基準を定める条例の制定について

参考資料 新型コロナウイルス感染拡大による子育て支援への影響について
アンケート集計結果

VI 議事要旨

1 開会

会長

- 傍聴人がいるため、注意事項を伝達。
- 区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達。

事務局

- 出欠状況について報告。定足数に達しているため、会議が成立している旨伝達。

2 事務局紹介

事務局

- 年度が替わり人事異動もあったので、事務局の紹介をさせていただく。
(事務局の紹介)

- 今後、事案により、子育て支援事業と関係の深い部局の職員も出席する。

事務局

- 令和2年度最初の子ども・子育て会議ですのご挨拶申し上げます。
- 今年度は、例年に増して新型コロナウイルス対策等で大変な思いをされているのではないかと思います。この間、まずは子どもの命を守ることを中心に取り組んでまいりました。関係の深い皆様におかれましては、感染拡大防止に多大なるご協力いただきましてありがとうございます。
- 教育機関等においては、園児が来られない、入園式もできない中で例えば YouTube 等で遊びや歌を発信し子どもたちとの関係性が途切れないように取り組んでいただいております。子ども食堂では配食に取り組んでいただいております。保育施設においては、電気、ガス、水道等のライフラインや医療機関等の様々な社会機能を維持するために働いている方々のお子さんをお預かりし守る取組を進めていただいております。保護者の方も小さいお子さんと一日中向き合いながら働く等、様々な取組の中で第1波を乗り越えてきました。これから第2波に向けて皆様とさらに力を合わせて乗り切れればと思います。
- 本来、子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするとき及び子ども・子育て支援事業計画を定め、変更するときには区長の附属機関として意見を聴く場です。これに加えて、今回のコロナ禍で皆様がどのような対応をとっていたか情報共有するために、事前にとらせていただいたアンケートについても集約しお配りさせていただきましたので、今後の参考にしていただければと思っています。
- この計画は、コロナの影響等を受けて今後も様々な変更や改善等も考えられます。今後も子どもの未来のために皆様とともに、力を合わせて進めていきたいという決意であります。よろしくお願ひします。

3 議事

(1) 令和2年度葛飾区の現況について

会長

- 議事(1)について、事務局より説明をお願いする。

事務局

(資料1「令和2年度葛飾区の現況について」概要)

- 令和2年度の乳幼児人口は合計21,421人となっており、この5年間で604人減少し、平成29年度の22,197人をピークに減少傾向にあるが、区全体の人口では、令和2年度の人口は平成28年度と比較して11,345人増加し、465,079人となっている。
- 令和2年度の公立保育園、私立保育園、認定こども園、認証保育園、小規模保育事業及び家庭的保育事業の合計で定員が12,500人、在園児が11,341人となっている。乳幼児人口に対する在園児の割合は平成31年度50.7%に対して令和2年度は52.9%となっており、乳幼児人口が減少し

ているなかで、保育需要が高まっている。

- 待機児童緊急対策事業とは、令和2年4月入園児募集において入所保留になった1歳児を対象に、一時保育スペースなどを活用して、緊急対策として1年間受入れをする事業であり、令和2年4月の時点で、事業を実施する施設数が27施設、利用数は47人となっている。
- 待機児童数について、令和2年度は21人となっている。年齢別にみると、1歳児が17人と待機児童の約8割を占めている。地域別にみると、奥戸・新小岩・立石・四つ木の一部等の南部地域で9人と最も多く待機児童が生じている。平成28年度から令和2年度にかけて、乳幼児人口が604人減少した中で、施設整備により定員を2,119人増加させ待機児童が85人減少したが、保育需要の増加等をうけ、区全体では未だに21人の待機児童が生じている。
- 区立小学校の児童数の推移について、平成29年度以降増加傾向であったが、令和2年度は昨年度と同数になっている。
- 学童保育クラブの施設数について、令和2年度には89か所と、過去5年間で計4か所増加している。
- 学童保育クラブの入会者数について、平成28年度では、全学年合計4,458人の入会者数に対し、令和2年度では、全学年合計では4,891人となっており、この5年間で433人増加している。
- 学童保育クラブの待機児童数について、平成29年度以降、待機児童は増加しており、令和2年度では239人の待機が生じている。学年別にみると、低学年の受け入れを優先的に行っている関係もあり、4年生での待機が多い状況である。

会長

- 学童保育クラブの待機児童数が減ってきていない。またクラブ数も増えてきていない。

事務局

- 本区では、主に学校施設内を中心に学童保育クラブの整備を進めている。引き続き学校内への整備をしていくとともに、受け入れ人数の拡大を優先していく。
- 学童保育クラブへの入会者数は着実に増えている一方で待機児童がいるのも事実である。昨年度、アンケート調査を実施したところ、夏休みが困ってしまう保護者が多くいる。保護者の方の子どもを見守ってほしいというニーズに応えられるよう様々な事業、政策を駆使して取り組んでいく。

副会長

- 学校施設内への学童保育クラブの整備を進めているということだが、毎年1、2か所しか増やすことができていない。おそらく学校側のご理解、ご協力が難しいのではないかと。学校の教育の時間と学童保育の時間が少しずれているわけですし、これだけ待機児童が増えている中で、ぜひ学校、教育委員会にご協力いただいで進めてもらいたい。

事務局

- 学校施設内への学童保育クラブの整備が進んでいないという意見もあるが、小学校49校中30校に整備されている。学校に近接した学童保育クラブも学校内として取り扱った場合、もう少し校数は増える。また、既に着手している学校も除けば、数校で（学校側の理解や協力が無いわけではなく）敷地等の状況から整備が難しい状況である。今後、学校の改築等の機会を捉え学童保育クラブの整備を進めていき、学校内での整備が難しい学校については、どういったかたちで困っている方々のニーズに応えていけるかしっかりと受け止めながら展開していきたい。

(2) 令和2年度整備予定施設について

会長

- 議事(2)について、事務局より説明をお願いする。

事務局

(資料2-1「令和元年度整備予定施設一覧」概要)

- 資料に記載の認可保育所計8件のうち、7番の奥戸保育園の建替、8番の(仮称)東立石四丁目保育園については、昨年度の会議にて意見を伺ったため、他の6件の利用定員の設定について、意見を伺う。
- 計8件の施設整備により、合計387名の定員確保を行う予定である。この整備を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画において定めた量の見込みと確保方策の状況を示すのが次の資料となる。

(資料2-2「子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策」概要)

- 計画値は、今回より第二期計画で定められた数値である。
- 計画値に対する令和2年4月時点の現状は、0～5歳の定員総数で411名不足している。
- 計画値に対する令和3年4月の見込みについて年齢別内訳をみると、0歳と満3歳以上では計画値を上回るが、1歳・2歳では39名不足する見込みである。
- 葛飾区を4つに分けた東西南北別の状況について、東部地域は、2件の施設整備により合計120名の定員を確保するが、1歳・2歳で20名不足している。西部地域は、今年度施設整備を行う予定はなく、満3歳以上で1名、0歳で2名不足している。南部地域は、3件の施設整備により合計74名の定員を確保するが、満3歳以上で39名、1歳・2歳が30名不足している。北部地域は、3件施設整備により合計193名の定員を確保し、計画値を満たす。
- 今後も待機児童が発生しやすい1歳・2歳の受け入れ方法や、再開発により一時的に保育需要が見込まれる地域への対応など、保育需要の推移を見極めながら年間を通じて利用しやすい保育環境を実現していく。

会長

- 原案どおり進めたい。
- 次の議事に移りたい。

(3) ①葛飾区児童相談所基本計画(素案)について

会長

- 議事(3)①について、事務局より説明をお願いする。

事務局

(資料3「葛飾区児童相談所基本計画(素案)」概要)

- この計画は素案であり、関係団体等に説明を行い、いただいたご意見を踏まえ最終版を作成する予定である。
- 本年3月に策定した児童相談所基本構想の実現に向けて、児童相談所、一時保護所の施設整備の基本的な考え方や施設整備方針、組織体制等を示すものである。
- 全8章で構成されており、策定の目的、運営方針、施設整備の基本的な考え方、災害時の備え、財政規模、開設までのスケジュールなどを章立てしている。
- 第1章では、策定の目的と計画の位置づけ、第2章では葛飾区児童相談所基本構想の概念を記載している。
- 第3章では、児童相談所と一時保護所の運営方針として組織と職員構成について記載している。職員構成は国の児童相談所運営指針等に基づき必要な資格所有者と担う役割等を記載している。本区の人員配置の特徴としては家庭への支援を行う職員への支援体制を整えることで、安定的な組織運営が可能となり、より良い家庭への支援につながり、ひいては子どもの命や権利を守ることにつながる。
- 一時保護所は定員30名であり、その内訳は、学齢前6名、学齢の男女各12名である。
- 職員数は119名。子ども家庭支援課、子ども総合センターを存続させ、寄り添い支援を行う子ども総合センターと法的な権限により介入行為を行う児童相談所と役割を分けて対応していく。児童相談所の設置に関して基本的な対応の変更はなく、皆さまからの連絡、通告、相談等の窓口が東京都足立児童相談所から葛飾区児童相談所に変更されるのみである。
- 第4～5章では施設整備についてです。現在の予定では4階建て、延床面積3,600㎡～4,000㎡を想定している。1階が児童相談所、2～3階は一時保護所、4階が会議スペース。一時保護所は2階が居室エリア、3階が学習エリア。児童相談所は来所者にわかりやすく職員室からもアクセスしやすいこと、心理検査や被害確認面接等のそれぞれの用途で利用できる諸室を整備していく。一時保護所はプライバシー等に配慮し、個室を中心とした居室の整備、子どもたちのストレスがたまらないよう運動スペースを整備していく。
- 第6章では災害時の備えについてで、災害発生後72時間を目標に施設内で安全に生活し続けられるよう整備していく。
- 第7章以降は財政規模、開設までのスケジュールを記載している。開設目標は、令和5年度を予

定している。

会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見を願います。

委員

- 区民と協働して児童虐待を無くしていく、子どもにやさしいまちづくり、子どもの権利が守られる葛飾区を作っていくという姿勢を記載していただきたい。
- 基本計画の前の基本構想の時に要保護児童対策地域協議会の会議の中に民間の方も入るという話があった。個人情報の問題もありますが、子どもの権利を守るための会議にぜひ現場で活動している私たちも入れて一緒になって子どもの命と権利を守る仕組みが欲しい。

事務局

- 区の虐待対応はどうしても受動的な対応になってくることは否めない。地域で活動されている皆様の気づきによって反応できるのはとても重要である。
- 今回の基本計画の前の基本構想の中で、地域で支援が必要な子どもとその家族を支える体制作りとして、地域の団体の方々からご指摘をいただきながら対応し、子どもと家庭を暖かく見守り、支える眼差しを増やしていくことを基本的な方針としている。その中で要保護児童対策地域協議会が必要となる。要保護児童対策地域協議会は児童福祉法に基づいて設置されるものだが、民間の方も入ることが可能で、個人情報の保護や守秘義務が課されるものです。現時点でも個別具体のケースにおいても相談させていただいており、この機能は維持したまま、要保護児童対策地域協議会をうまく利用しながら皆様と情報共有して対応していく。今後、基本計画の後に作成する運営計画の中で具体的な対応を例示していく。

委員

- コロナウイルスによる影響は、長く続くと考えており、これからさらに子どもへの虐待や、保護者のストレス増加等の問題が出てくる。そういった意味でも葛飾区に児童相談所ができることは大変重要である。引き続き虐待を未然に防ぐ施設として子ども総合センターと連携を取っていききたい。また、児童相談所の開設が遅れないよう進めていただきたい。

事務局

- 虐待の早期発見、未然防止には皆様の見守る目があって初めて達成されるものであると強く感じている。皆様との連携は最重要の課題であると考えており、双方の風通しが良く、情報共有して、連携して対応していきたい。また、令和5年度の開設に向けて着実に進めていきたい。

副会長

- 区が独自で児童相談所を持つということで多くの方が期待していると思う。
- 区の場合は、健康プラザかつしか内にある子ども総合センターが様々な家庭の個別支援をしたり、市民のネットワークがあるので、虐待予防とかその後の寄り添い型の支援等の協力ができ、児童相談所はそういった様々な機関とのネットワークの中で役割を果たしていく面がある。
- 職員配置について、里親養育支援員が1名配置され、また、児童福祉司のところにも、里親養育支援児童福祉司を含むとなっている。今後、里親に力を入れていくことになると、里親の開拓や認定作業、里親に委託された後の支援ですとか忙しくなる。職員体制について伺いたい。

事務局

- 児童福祉司の中に里親養育支援児童福祉司を含むとなっている。これは国の児童福祉法の改正に伴うものである。こちらにあわせて里親養育支援員を配置する。主な業務は里親の支援である。児童相談所では里親に対して、里親の親担当、措置される子どもの担当に分かれて連携して対応していく。また里親の強化も至上命題であり、里親の委託率の向上、里親の登録数の向上も目標とする。

委員

- 児童福祉司が24名配置されている。児童相談所の業務は激務であり、定着が難しいとも聞くので、せつかく良い建物で人数を配置したが、うまく回っていかないことがないよう職員の質の確保もしっかりしていただきたい。

事務局

- 24名の職員数については、国の規定で人口3万人に対して児童福祉司1人。そのほか児童虐待の発生割合に応じて加算されたものが含まれている。ご指摘のとおり児童福祉司の業務は非常に過

酷でメンタル的な問題でも厳しい業務であるといわれている。支援者支援コーディネーターを配置し、職員に対するケアの体制を整えていく。また開設当初、65%程度は経験者を配置したいと考えており、現在、他自治体に派遣して育成をしている。

(3) ②葛飾区特定子ども・子育て支援施設等の基準を定める条例の制定について

会長

- 議事(3)②について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料4「葛飾区特定子ども・子育て支援施設等の基準を定める条例の制定について」概要)

- 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施された。幼児教育・保育の無償化実施の背景には若い世代が理想とする子ども数を持たない最大の理由として子育てや教育にお金がかかりすぎることがある。また幼児期の教育・保育の質の向上が不可欠であるという国の考え方がある。
- 幼児教育・保育の無償化の具体的な内容は、認可保育所等に通う3歳児クラス以上の全児童と0～2歳児クラスの子どもの非課税世帯の児童の保育料を無償化するもの。無償化対象施設のうち、認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届け出をして国が定める基準を満たすものに限り対象だが、5年間の猶予期間を設け、国の定める基準を満たさない認可外保育施設も無償化対象施設としているもの。
- 待機児童の状況が地域により異なることから、法律の附則でこの猶予期間中に区市町村が条例により対象施設の範囲を定めることが可能である。葛飾区は国の基準を満たさない施設の保育の質の向上を早期に図る必要があると考え、条例に対象施設の基準を定めることとした。
- 国が定める基準を満たさない認可外保育施設等を無償化対象とする猶予期間について、国が示す5年間の短縮し、令和元年10月から1年6カ月とし、条例が施行される令和3年4月からは国の定める基準を満たさない認可外保育施設は無償化対象外とする。
- 区は令和元年10月の無償化開始以前より、当該施設を含めた事業者説明会や保護者向けリーフレット、区ホームページ、広報かつしかを通してこの考え方を示してきた。この結果、国の基準を満たした認可外保育施設や、すでに基準を満たし都の検査待ちの認可外保育所を把握している。この他、基準を満たしていない施設は所管する自治体の検査待ちや施設改修を行い令和2年度中には検査を受ける見込みという状況である。
- 本条例案は9月の第3回区議会定例会に上程し、制定を予定している。

会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見ををお願いします。

委員

- 私立幼稚園や保育園は、園庭、保育室や職員配置等の厳しい基準をクリアして日々子ども達の保育にあたっている。子ども・子育て支援新制度では、子どもの最善の利益を最優先することがうたわれているので、進めていただきたい。またハードやソフトの基準があると思うが、職員の質の向上も課題になっているので指導等をしてもらいたい。

事務局

- 基準については、保育室、遊戯室の広さが、認可保育所は0・1歳児で3.3㎡、2歳児以上で1.98㎡。国の基準を満たした認可外保育施設は概ね1.65㎡ですから半分程度ですが、これを満たしていない。また保育の従事者、保育士さん等について、認可保育所が配置基準の全員が保育士の資格を有しなければならないところ、認可外保育施設では配置基準の概ね1/3以上が保育士等の有資格者ということだが、この1/3を満たしていない。給食室についても認可保育施設は必須、認可外は不要。認可保育所は防災訓練をしなければいけませんが、認可外保育所は行わない。また避難口ですが、2方向の避難が必要ですが満たしていない。認可外の施設についても、基準を満たすよう依頼していく。

(3) ③その他

会長

- 「新型コロナウイルス感染拡大による子育て支援への影響等について」、会議の短時間開催のため、委員の皆様事前に意見を伺い資料のとおりまとめさせていただき、意見交換に代えさせていただきます。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた葛飾区の対策について、事務局より説明をお願いします。

事務局

- 区では、1月末より危機管理対策推進本部を設置し、区民の皆様を守るための対策を検討し、実施した。4月7日に政府が、新型インフルエンザ等特別措置法に基づき緊急事態措置を実施すべき区域に都を指定したことにより、この特措法に基づく「葛飾区新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げた。これまで24回、会議を開いて情報共有や感染の拡大を防止するための様々な対応、区の関係する部署での対応等について情報共有し、実行した。
- 国内の感染が広がる中で、3月以降保護者の方に家庭での保育を要請し、国の緊急事態宣言後はさらに強い要請を行って、保護者の皆様にご協力いただきました。結果として4月20日の保育園登園率は11.5%となった。国が都を「特定警戒都道府県」に指定したことを踏まえて保育施設を休園とし、業務に従事せざるをえない方などに限定した「緊急事態保育」を実施した。その結果として、4月27日の保育園登園率は6.5%となった。国の緊急事態宣言解除後も、5月末までは休園の措置を取り、6月中は、保護者に再度家庭での保育を要請し、7月より通常保育を始めた。この間、保護者の勤務する事業者に対して、保護者の勤務について特段の配慮をいただくよう区長名の文書を発出した。また、多くの保護者にご協力いただき、家庭での保育に切り替えていただいたため、3月から6月までの特例として、登園日数に応じた保育料のみを負担していただいた。さらに、通常、4月の入所が決定した方は9月1日までに復職というかたちをお願いしておりますが、育児休業取得中の方の復職期限を、10月1日まで延長した。
- 学校や幼稚園等については、3月2日から5月31日まで、臨時休校とし、臨時休校期間中は、朝から学童保育クラブを開設し、受け入れを行うとともに、私立学童保育クラブにも開設の協力をいただいた。また、できる限り自宅で過ごすよう保護者をお願いしましたが、やむを得ない事情がある場合は、原則小学1～3年生を対象に小学校で預かりを行った。臨時休校中の児童生徒の学習支援の充実を図るため、インターネット教材を活用した学習支援を導入したほか、インターネット環境がない家庭には、プリントによる課題を配付し家庭学習の支援を行った。さらに学校休業等により、児童の見守り機会が少なくなったことから、各学校で、児童・生徒の家庭に対し、電話や訪問等を行い生活の様子や学習状況の把握に努めた。子ども総合センターにおいても、特に課題がある家庭について、重点的に、電話や訪問などを行い状況確認に努めた。6月1日から感染拡大防止対策を講じながら段階的に学校等を再開し、6月22日から通常登校に移行しました。これに併せて、朝から開設していた学童保育クラブも通常登校再開後は、放課後からの通常保育に移行しています。
- かつしか子ども応援事業の自習等サポート支援は、児童館の自由来館が休止となったことから、3月2日から6月末まで休止し、7月から実施日と時間を短縮して再開した。また、個別の支援は、4月から対面での支援を休止し、郵送でのやり取りや電話での支援を行い、7月2日から実施日と時間を短縮して再開した。
- 若者相談は、地域コミュニティ施設の休館により、4月から対面での支援を休止し、電話相談にて継続した。7月から地域コミュニティ施設での対面での相談を再開している。
- 区が備蓄していたマスクや寄附を受けたマスクなどを、保育施設等に延べ5回、計18万枚以上配布した。

会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見ををお願いします。

委員

- 子ども・子育て会議には現場で頑張っている皆さんがせっかく揃っているのですが、この休園、休校期間中にアンケート等で意見を聞いてもらえなかったのが残念だった。

事務局

- 第一に子どもの命をどのように守るのか苦慮しながら対応してきた。その中でアンケートを取って対応する段階まで至っていなかった。保育園や学童等とどのように対応していくのかについて様々な情報提供や協力を仰ぎながら取り組んだ。今回のアンケートで様々なご意見をいただき参考にしながら今後様々な対応に取り組んでいきたい。

会長

- アンケートは委員の皆さんのそれぞれの立場で経験されたことが書かれている。今回のご意見を参考に今後対応に生かしていただきたい。

委員

- 今回のコロナウイルスでは4月から現場は非常に混乱し、対応に苦慮した。私立幼稚園連合会としては、区の担当からこまめに連絡があり、情報共有させていただいた。また陽性者が出た場合等の対応について区から指導いただいた。東京都の私立幼稚園連合会の役員も引き受けており、各区の状況や対応について話し合う中で区の保育所等における陽性者の発生から終了までの対応が非常に優れているとの評価をいただいた。特に保健所と区と幼稚園が時系列でどのように対応していくのかがまとめられて助かっている。広く子育てに関わる方に情報共有されることが大事である。

委員

- 子どもが2人いて、今年4月に保育園に入る予定でしたが、育児休暇の復帰期限が10月まで延長になったのでお休みをいただいている。4月に預ける際は不安でしたがすごく助かったのと勤務先に提出する書類も用意いただいて助かりました。
- 上の子が区立保育園に通っていて4カ月お休みしていました。動画配信ですとかいろいろ工夫されている保育園や幼稚園さんがあったようですが、私の子どもが通っている保育園では4カ月間そういったことがなかったので、施設によって温度差があると感じた。現場として大変であったと思うが区立保育園としての対応はどうだったのか。

事務局

- 自粛期間中の保育園の様子などを保護者の方にどう伝えるのか、各園で悩みながら行っていました。例えば園の中の様子を写真などで掲示するとか、そういった取組を各園が考え、実際に実施している園もありますが、各園で対応にばらつきがあったことは申し訳ございません。

委員

- 動画配信等でコミュニケーションをとっていた園では、登園しないので保育料はかからないという認識であっていますか。

会長

- その通りだと思います。毎日同じ時間にZoom等で動画を配信してみんなで体操して生活のリズムを整えていたような園もあったと思う。自粛明けに子ども達が園に戻ってきた時に例年の4月のような状態で、なおかつ長い休み期間を自宅で過ごしていた以前から保育園に通っていた子どもたちも泣いたり例年より大変だという話も聞く。それぞれの園で事情はあると思うが、こういった状況の中で、保育園を再開した後にどのようにやったらいいのか、日常の保育の見直しや環境の整備に時間をかけていたと思うので、まったく何もやっていなかったわけではなく、時間の使い方は工夫されていたのかなと思う。

会長

- 「葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

- 子ども・子育て支援事業計画の実施状況と保育所や幼稚園等を利用する保護者を対象にアンケート調査を行い、結果を例年10月頃の子ども・子育て会議で報告している。
- 今年度については、新型コロナウイルスの影響からアンケート調査の実施時期を変更し、3月に開催予定の子ども・子育て会議で報告する。

会長

- 異論が無いので、事務局の説明どおり進める。

会長

- 「今後の子ども・子育て会議の開催について」、提案する。
- 子ども・子育て会議の開催について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、案件によっては会議を開催せずに書面による会議として委員の皆様とのメール等のやりとりによりご意見を伺う形式を提案したい。
- 傍聴人についても、人数の制限や会場の関係で参加が難しい場合は中止し、会議後にホームページに掲載する会議録及び配布資料を見ていただきたい。
- 異論が無いため、次回の子ども・子育て会議から採用することとする。

4 閉会

会長

- 本日の会議はこれで閉会とさせていただきます。長時間のご協力に感謝する。